

基本問題

次の国会に関する日本国憲法の条文について、以下の問いに答えなさい。

第五十九条 法律案は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる。

2 衆議院で可決し、参議院でこれと異なつた議決をした法律案は、衆議院で出席議員の (A) 以上の多数で再び可決したときは、法律となる。

3 前項の規定は、法律の定めるところにより、衆議院が、両議院の協議会を開くことを求めることを妨げない。

第六十条 予算は、さきに (B) に提出しなければならない。

2 予算について、参議院で衆議院と異なつた議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は参議院が、衆議院の可決した予算を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて (C) 日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

第六十一条 条約の締結に必要な国会の承認については、前条第二項の規定を準用する。

第六十二条 両議院は、各々国政に関する調査を行ひ、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。

第六十四条 国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する (D) を設ける。

- ① (A) ~ (D) にあてはまる数字や語句を書きなさい。
- ② 日本国憲法第五十九条~第六十一条で示されているように、衆議院に参議院よりも強い権限を認めていることを何というか。
- ③ 衆議院と参議院の議決が異なるとき、両議院の意見を調整するために開かれる会合を何というか。
- ④ 日本国憲法第六十二条で示されているように、衆参両議院がもつ、国政全般について調査を行う権限を何というか。

①	A	三分の二 (3分の2)	B	衆議院	C	三十 (30)	D	弾劾裁判所
②	衆議院の優越		③	両院協議会		④	国政調査権	

応用問題

- ① 国や地方公共団体の一年間の収入 (歳入)、支出 (歳出) の見積もりを何というか。
- ② 次のア~エの中から、国会の仕事として適切でないものを一つ選び、記号で答えなさい。
ア：条約の承認 イ：憲法改正の発議 ウ：法律の制定 エ：内閣総理大臣の任命
- ③ 衆議院の優越が求められている理由を、「任期」、「国民の意見」の語を使って書きなさい。

①	予算	②	エ
③	(例) 衆議院は参議院よりも任期が短く解散もあるため、国民の意見とより強く結びついているから。		